

梨風苑自治会規約

施行 昭和 46 年 7 月 01 日
改正 昭和 49 年 3 月 24 日
昭和 51 年 3 月 28 日
昭和 52 年 3 月 27 日
平成 13 年 4 月 22 日

第 1 章 総 則

- 第 0 1 条 本会は、梨風苑自治会と称す。
第 0 2 条 本会の事務所は会長宅に置く。
第 0 3 条 本会は、大野 1、南大野 2 丁目、第 3、5、6、7 梨風苑内に居住する所帯主を以て会員とする。
第 0 4 条 本会は、前条に記載する地区居住者の自治機関であって、居住者の自由な意志に基づいて作られた団体である。

第 2 章 目 的

- 第 0 5 条 本会は、本会に属する居住者の生活環境の改善と相互の福利増進をはかることを目的とする。

第 3 章 事 業

- 第 0 6 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 生活環境の改善に関し市その他の関係機関と連絡調整する事項。
2. 居住者の福利増進に関する事項。
3. その他本会の目的達成に必要な事項。
第 0 7 条 本会に次の役員を置く。会長 1 名、副会長 1 0 名、地区委員 2 0 名以内、監査 1 名、広報委員 1 名。
第 0 8 条 前条の役員は次の方法により選出する。
1. 会長は前年度の副会長の指名により総会の承認を得る。
2. 副会長、広報委員は会長の指示により総会の承認を得る。
3. 地区委員は原則として輪番とする。
4. 会計は会長並びに副会長の指名により委嘱する。
5. 監査は役員会の指名により総会の承認を得る。
第 0 9 条 役員は次のとおり職務を行う。
1. 会長は会を代表し、総会および役員会の決定に基づいて会務を処理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

3. 地区委員は事業の計画およびその執行、予算、議案の作成その他会務を行うとともに、その属する担当地区の会務の運営、連絡事項を行う。
4. 会計は金銭の出納その他一切の会計事務を行う。
5. 監査は会計検査をする。
6. 広報委員は自治会ニュースその他の広報活動を行う。

第10条 役員の任期は次のとおりとする。

1. 会長、副会長、監査、広報委員の任期は1年とし、地区委員の任期は半年とする。会長、副会長、会計、監査、広報委員については再任を妨げないが、会長は、連続する場合は、原則として3期までとする。
2. 8役員に欠員ある場合は直ちに後任者を選出しなければならない。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員は辞任または任期満了後といえども後任者が就任するときまで職務を行う。

第4章 会 議

第11条 本会の会議は次のとおりとする。

1. 本会の会議は、総会および役員会とする。
2. 定時総会は毎年1回会長がこれを招集し、予算、決算、会務の報告をする。
3. 臨時総会は、会員の2分の1以上、または役員3分の1以上の要求がある場合会長はこれを招集しなければならない。また会長が必要と認めた場合招集する。
4. 役員会は会長が随時これを招集する。
5. 会議は過半数の出席を以て成立し、議事は出席者の過半数を以て決する。

第5章 会 計

第12条 本会の経費は会費その他を以てこれに充てる。

第13条 本会の会費は月額1世帯当たり100円とする。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。

第6章 雑 則

第15条 本会の規約を改正しようとするときは総会の承認を経なければならない。

第16条 この規約に定めるものの外、本会の会務に必要な事項は、会長が役員会にはかり議決を経るものとする。

- 付 則 1 この規約は、昭和47年7月1日から施行する。
2 会長候補者指名の具体的方法。
- 付 則 2 第08条の1. に基づき、会長候補者指名の具体的な方法を以下のとおり定める。
- (1) 副会長は、第10条の1. に基づき、現会長に再任要請を行うことができる。
現会長が同要請を受諾した場合には、現会長を次年度会長候補者(以下、「会長候補者」という。)とする。
- (2) 新たに会長候補者を決定する場合には、以下の方法による。
- ①会長・副会長は、全会員を対象とする立候補及び無記名推薦により候補者を募り、合議により会長候補者を決定する。
- ②①で決定できない場合には、副会長の互選により会長候補者を決定する。ただし、特段の事情により会長候補者を決定できない場合には、「地区輪番制」等の方法を採用し、会長候補者を決定する。
なお、「地区輪番制」等の具体的方法の採用、その実施時期等についての決定は、役員会一任とする。

(補足説明)

- (1)は、「— することができる」という任意規定です。
従って、会長自身が「もう来年の続投はしない」と明確に宣言している場合や副会長10名が何らかの理由により現会長に再任要請をしない場合等には、(2)の方法により新たに会長候補者を決定することになります。